
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和6年12月13日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和6年12月13日 午後1時30分 開議

- 日程第1 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第3 議案第33号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第4 議案第34号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第5 議案第35号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第3 議案第33号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第4 議案第34号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

- 日程第 5 議案第 35 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 36 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 37 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは。ただ今から、令和6年12月第4回定例会最終日討論採決を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 承認第3号

○議長（山路 有君） 日程第1、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第2 承認第4号

○議長（山路 有君） 日程第2、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって承認第 4 号は原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 33 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 33 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 33 号は原案のとおり可決されました

日程第 4 議案第 34 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 34 号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 35 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 35 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 35 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年 8 月の人事院勧告を受け、政府が勧告の実施を閣議決定したため、それに準じ本村の職員の月齢給及び期末勤勉手当を引き上げるものでございます。

主な改正内容は、職員の俸給月額を平均 2.76 パーセント引き上げ、一般職員の期末手当を年間 2.45 から 2.50 に 0.05 月分引き上げ、勤勉手当を年間 2.05 月から 2.10 月に 0.05 月分引き上げるものでございます。

以上、議案第 35 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 36 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 36 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました、議案第 36 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年 8 月の人事院勧告により、一般職員の給料表が変更になることに伴い、一般職員に合わせるために給料表の改訂を行うものでございます。

以上、議案第 36 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（山路 有君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○**議員（5 番 前田 昇君）** 5 番、前田です。会計年度任用職員さんの方にはかなり、日吉津村の場合、多数職務についていただいていると思いますが、全体で該当の方は何人今いらっしゃるかっていうことをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、この制度が始まってから何年なるかちょっとあのう覚えてですけども、あのそもそものが、その前の非常勤職員さんから継続の方で、長期の方は何年ぐらい日吉津村に勤務いただいているかってのが、もしあのざっと分かればその辺の情報を提供いただきたい。

それからもう一点ですが、これも記憶が定かでないですけど期末手当等については、支給できるというふうに、あの法令はなっていたと思いますけども、本村の状況について概略で結構ですのでお答えいただいたらと思います。以上 3 点お願いします。

○**議長（山路 有君）** 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** はい前田議員のご質問にお答えします。何人かということでございますけれども、次のですね、議案の 37 号の補正予算の後にですね、給与費明細というところがつけておりまして、こちらの会計年度任用職員というところの人数を見ていただくと、60 人というような大体の人数を上げておりますので、そのような人数でございます。

あと長い方が何年かということでは、きちっとしたことを把握をちょっとしましておりませんが、かなり十数年お勤めいただいているというふうに認識をしております。

それから期末勤勉につきましては、両方ですね、任期が 6 カ月以上のフルタイム会計年度任用職員さんについては、正規職員のものを準用するというところで条例にうたっております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 人数については、思わず聞きました。ここに記載されていました。

長期の方があって、本村の場合、会計年度職員さんの前歴換算ということでは4年までということになっているわけですが、通常正規職員であれば年数ごとにですね、10年なら10年、20年なら20年で経験年数で昇給していくわけですので、その辺についてもう少し現状が長くお勤めの方もいらっしゃることであれば、前歴を4年までということはどうかなって、もう少し条件を整えるべきじゃないかなと思うんですけども、その点について、村長はどのように感じられるかということとですね、それからもう一つは期末については、今回一般職が引き上げられたということでもありますので、該当の会計年度任用職員さんについても同時に引き上げれるという理解でいいわけですね。以上、2点お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。会計年度任用職員という制度ができましたのは、ちょうど5年前でしたございました。それで一応その継続というのが5年までということになっておりまして、5年を経過すると公募が原則ということになっております。ですので、まあ1回長年お勤めいただいた方もそれまでは非常勤職員ということだったんですが、会計年度任用職員という制度に乗っかっておりますので、今は一律長くて5年までという扱いになります。それであの1回ここで5年までというふうになっておりますので、また今度は改めてということになります。公募をして改めてということになりますので、このままの給料を次々あの上乗せという制度にはなりませんので、そこは今後検討していきたいと、そこの中でもまたじゃあ最初に戻すのかということもあろうかと思っておりますけども、それはやはりこの5年間の日吉津村の前歴を換算して、どこの位置につけるのがふさわしいかということは検討してまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点ありましたね。そうですね、おっしゃるとおりでその該当者の方はもちろん一般職に合わせて上がるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 3回目です。前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） あの5年でいったんきれて、公募をしてあらたということですが、結局あの一般職の場合は、役場に務めてなくてもですね、同種の仕事を他でやってたらそれを前歴を一定程度見るわけですね。ですからそういった点でいうと、公募によって再度、職員なられた会計年度職員さんも、一般職に習えばあの前歴はあくまで前歴、たとえば5年間日吉津村で

働いていかれたなら、基本的には5年前歴を見るというのが、常識的な判断になろうかと思うんですけども、現状はそうになってないと思いますけど、その辺で今後、再募集して現在の会計年度職員さんが、再度採用になった場合の前歴ですね、その辺はまだ検討中ということでしたけども、ある程度は前歴を見るべきじゃないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。最後ですけども。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたけれども、役場での前歴はやはり見るべきだろうということで検討していきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第37号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）を議題とします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第37号令和6年度鳥取県西伯郡日吉

津村一般会計補正予算(第6回)について提案理由をご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ4,309万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億9,765万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものをご説明申し上げますので、8ページ、9ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉土費、第1目社会福祉総務費に1,259万1,000円の増額を計上しておりますが、扶助費のうち電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援給付金の650万円を増額しておりますが、これは国が実施いたします経済対策として、低所得者に対する臨時給付金で、令和6年度住民税非課税となる世帯に3万円、それから住民税非課税世帯で、18歳以下一人当たり2万円の子供加算の扶助を行うための増額となっております。また、生活困窮者等の物価高騰対策支援給付費として、本年度当初予算において、住民税非課税世帯に一世帯あたり5,000円の扶助を計上しておりますが、さらに一世帯あたり1万5,000円の扶助を行うため、扶助費に300万円の増額をしており、それぞれの事業において12月中に対象者へ通知を発送し、1月中旬からの支給開始を予定するものでございます。

人件費に伴う増額につきましては、人事院勧告による給料及び期末勤勉手当の支給率の増等に伴うもので、常勤の一般職員及び会計年度任用職員におきまして、総額で3,348万6,000円の増となっております。

続いて歳入の主なものについてご説明を申し上げますので、5ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では872万2,000円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援給付金の、事業費及び事務費の722万2,000円と、光熱費助成を行います生活困窮者等の物価高騰緊急対策事業の150万円の増によるものでございます。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金において、3,287万1,000円の繰入で調整をしております。

以上、議案第37号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山路 有君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、江田議員。

○議員(3番 江田 加代君) 3番、江田です。予算書の9ページと10ページにかけて、保育所費とそれからあの児童館費の中で、保育所と児童館それぞれの職員さんで正規の職員さんの数と、それと会計年度職員さんの数をそれぞれ教えてください。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。まず、日吉津こども園ですけれども、正職職 11 名、それから会計年度が、今回の対象として上がっております人数が 36 名ということになっております。また、児童館につきましては今回の補正の対象となる職員 10 名ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員、よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。今の生活困窮者等の[「ページ数を最初言ってください。」と呼ぶ者あり]説明資料の概要書の 2 枚目ですね。2 枚目を見ていただいたらと思います。今の生活困窮者への緊急対策ということで、当初 5,000 円を予算をしていたという、この 5,000 円はもうすでに支給がされてるかってことを 1 点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。こちらの 5,000 円の方の支給の方はもうすでに終わっておるものでございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） いつ頃されたということなんですかね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。当初予算で計上させていただいておりましたので、手続きが済み次第速やかに支給をさせていただいたと思っております。ちょっと正確な日時を把握しておりませんが、後手続き的にですね、遅れて申請された方等もありましたが、若干遅れての方もあったとは思いますが、速やかに支給の方進めさせていただいております。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） どうも、あの結局 5,000 円も、いわゆるプッシュ式で対象の方にこちらから通知して、申請をいただいたということだと思うんですけど、この後も 12 月に通知してってことですが、その微妙に、多分対象者数が異動の場合とか、非課税はあの多分 6 月、7 月ぐらいならもうわかってると思うんで、支給もその以降かなとは思いますが、その辺で担当課としては非常に煩雑いったら失礼ですけども、その確認等作業はかなり煩雑なのかな

とは思いますが、その辺の問題点はないかっていうことだけお答えいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。あの議員ご指摘のとおりですね、非常にまあいろいろな経済対策が、期間はですね、まあいろいろな期間で来てまいりますので、これがまあいつの課税を元に対象者を拾うのかということや、あるいは基準日ですね、いつの時点を基準にして対象者を拾っていくのかというあたりは、まあ非常にあの事務的には気を使いながらですね、進めるべき点だと思っております。

そのような困難な中でも、あのシステム改修を行いまして、確実にですね、対象者の方を拾ったり、また点数に伴って対象の方がダブらないような他自治体との連携等も図りながら、対象者を確実にあの支給させていただくような、支給がだぶったりもしないようにですね、あの配慮しながら取り組んでおります。あのご指摘のとおり、非常にあの事務的には煩雑な状況はございますけども、間違いの起こらないように適切に事務処理をさせていただいてるというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 8、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。この件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第 9 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 9、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 10、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則 75 条の規定によりお手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 11 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 11、広報広聴委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました

調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案はすべて議了しました。これをもって会議を閉じ、令和 6 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 07 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員